

○ 平成30年度の経営目標達成状況及び令和元年度目標設定表 (7月30日 審議会資料より抜粋)

I. 最重点目標(成果測定指標)											
戦略目標	成果測定指標	新規	単位	ウエイト(H30)	H29実績	H30目標	R1目標	ウエイト(R1)	中期経営計画(未策定)		R1目標設定の考え方(数値の根拠) ※累積数値による目標設定の場合は、その理由も記載
						実績[見込]			R1目標	最終年度目標	
① 中小企業支援サービスの向上	事業利用による支援企業の成果 売上・営業利益・雇用者数の改善(DI) (改善したと回答した企業の割合－悪化したと回答した企業の割合)	☆	-	-	-	-	売上高変化DI ₂₀ 増益変化DI ₂₀ 従業員数変化DI ₁₀	30	-	-	平成30年度の産業創造館利用者に対するアンケートで把握した売上・営業利益・雇用者数の結果を参考に数値目標を設定。「大阪経済の情勢(2019年7月)では、「大阪経済は、一部に弱い動きが見られるが、緩やかに拡大している。」としつつ、「先行きでは、所得環境の改善状況、海外経済の動向等に引き続き注意が必要。」とされており、こうした点を踏まえ、目標は30年度水準をキープするよう努める。ただし、大阪府の景気観測調査の業況判断DI(前年同期比)の中小企業の数値が、年度4回の単純平均値で前年度から30以上悪化した場合は、外部要因による影響が大きいことに鑑み、目標とする各DIの数値を0とする。

○ 但し書きに対する主な委員意見

但し書きの内容の妥当性	他法人は既に令和元年度の目標設定を終えている中で、但し書きを記載することの他法人とのバランス	不可抗力の事態が生じた場合に再審議を行うことについて
<p>【妥当性は認められる】</p> <p>○ 外部要因の影響を大きく受けるため、そのような項目を目標とするならば、但し書きの内容があってもよい。</p>	<p>【バランスを欠く】</p> <p>○ 他法人においては、こうした経済情勢等の不確定要因が存在していることは寧ろ大前提であり、所与の条件として目標設定を行なっている。当該法人にだけこうした但し書きを認めることには違和感がある。但し書き部分は不要。</p> <p>○ 次年度以降は、比較指標を常に超える目標を検討中とのことであり、今年限りの記載ではあるが、他法人は目標設定が終了しており、他法人とのバランスの検討が必要。</p> <p>○ 他の法人は、既に4～5月に目標設定を終えていて、産業局のような「ただし、…」といった内容を今から加えることができない。審議会でそうした記載を認めるというルールを決めた後でない、他の法人とのバランスを欠くのではない。</p> <p>○ 景気によって目標の達成・未達成が大きく左右される法人は他にもあり、なぜ大阪産業局についてだけこのようなたし書きを認めるのか、バランスを考える必要あり。</p> <p>○ 他の法人との公平性を考えると、目標を立てる時点で条件によって目標値を変えろといったことはすべきでない。</p>	<p>【再審議は否定しない】</p> <p>○ 再審議は可能性として残してよい。ただ、どのような場合に目標の変更が認められるのか判断が非常に難しいように思う。</p> <p>○ どうしてもということであれば再審議の可能性を残す方法はあるが、他の法人についても同様の措置をとることが必要。ただ、どのような場合に再審議を認めるのか、議論が紛糾するおそれがあり、賛成はしかなる。</p> <p>○ 不可抗力の事態が生じた場合、再審議の可能性はあっても良いが、例えば事故で法人の建物が消失してしまったなど、その法人にとってのみ致命的な事象に限るべき。景気悪化や悪天候、自然災害などはある程度可能性を認識できる上、こうした事象はほぼすべての法人について、その不可抗力のために目標の達成が左右されている可能性が高く、不可抗力だと主張する法人としない法人に差が生じることは望ましくない。今後、不可抗力の事態について公平な措置を講じる仕組みを検討することはできるかもしれないが、妥当性の高い条件やルールの作成は非常に困難。</p>
<p>【妥当性は一部認められる】</p> <p>○ 経営評価についての判断が、委員の出席状況等で変わることがないよう、客観的基準はあったほうが望ましく、リーマンショッククラスの景気悪化という点で「30以上悪化」との基準は妥当。一方、「DIを0とする」点の妥当性は低い。景気が悪化すれば、この指標で測る支援の効果も0でもいいのか疑問。そういった時にこそ、支援力を発揮すべきではないか。果たして知事や市長も納得するのか。</p> <p>○ 内容は具体的になっており、リーマンショック級を想定した数値であるとすれば妥当である。</p>	-	<p>【再審議は不要】</p> <p>○ 毎年何かが起こった時に、都度再審議をしていては、初めの目標設定の意味がなくなる。翌年に調整をすることで解決していく事がポジティブなやり方のように思う。</p>
<p>【妥当性は認められない】</p> <p>○ 前身である産業振興機構は、過去の好況時・不況時に業績がどのように影響を受けたのか。それがはっきりしないまま、不景気になったら目標を下げると言われても首肯しかねる。むしろ、不景気のときこそこういう法人の頑張りどころ。安易に目標を下げては府民の意思には沿わない。</p> <p>○ 景気悪化時に目標数値を下げるのであれば、逆に景気が良くなった場合は目標数値を上げるのが自然。前者だけ導入して、後者は導入しないのは不均衡。</p>	-	-

但し書きの取扱い

- 但し書きの内容は具体的にはなかったものの、既に目標設定を終えている他法人とのバランスを考慮すると、こうした記載を容認することはできない。
- 判断の難しさ、他法人との公平性の担保といった点で課題はあるが、リーマンショックのような不可抗力の事態が生じた場合には、そうした課題を整理した上で再審議を行うことは可能。